

議第 1 1 9 号

呉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について  
呉市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市介護保険条例の一部を改正する条例

呉市介護保険条例(平成 1 2 年呉市条例第 1 6 号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(保険料の督促) 第 9 条 市長は、納期限までに保険料を納付しない者があるときは、納期限後 <u>2 0 日</u> 以内に納付の期限を指定して督促状を発しなければならない。	(保険料の督促) 第 9 条 市長は、納期限までに保険料を納付しない者があるときは、納期限後 <u>3 0 日</u> 以内に納付の期限を指定して督促状を発しなければならない。

付 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

介護保険料に係る督促状の発付期限を延長するため、この条例案を提出する。